

高松市オープンカウンタ（定期一般競争見積）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、物品の買入れ及び印刷製本等（以下「物品の買入れ等」という。）に係るオープンカウンタ（定期一般競争見積）を実施する場合の取扱いに関し、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含む。）及び高松市契約事務処理要綱（昭和43年高松市庁達第8号。高松市下水道事業契約事務要綱（平成30年4月1日施行）において読み替えて準用する場合を含む、以下「事務処理要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義等）

第2条 この要領において「オープンカウンタ（定期一般競争見積）」とは、市長が物品の買入れ等に係る見積りの相手方を特定せず、案件を公表し、当該案件において定める資格を有する見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式の見積合せをいい、以下「オープンカウンタ」と略称する。

2 オープンカウンタにおいては、有効な見積書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを契約の相手方として決定する。

3 前項に定めるもののほか、契約の相手方の決定に関しては、高松市電子入札（物品等）運用基準（平成24年6月1日施行）の定めるところによる。

（オープンカウンタの対象案件）

第3条 この要領の対象となる物品の買入れ等は、事務処理要綱第9条第1項の規定により契約監理課に対し契約の依頼が行われたもののうち、原則として、その予定価格が150万円（請負によるものにあつては、200万円）以内のものとする。

（参加資格要件）

第4条 オープンカウンタに参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2） 当該公表の日において有効な物品等入札参加資格者名簿において、当該案件で指定する業種及び種目に登録されている者であること。
- （3） 前号の物品等入札参加資格者名簿において登録されている主たる事務所又は従たる事務所の所在地が当該案件で指定する要件を満たしていること。
- （4） 当該公表の日から契約の相手方の決定の日までの間に高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止の期間が含まれていないこと。
- （5） 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てがなされていない者でないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- 2 前項に定めるもののほか、地元企業の育成及び地域経済の活性化を図るため、参加要件の設定に当たっては、適正な競争原理のもと公平性を確保した上で、市内企業を優先するものとする。
- 3 前項の場合において、市内企業以外の者にも参加資格を認めようとするときは、準市内企業・市外企業の順で、対象を拡大するものとする。
- 4 前2項の規定の運用については、高松市物品・委託・役務の提供等指名競争入札等業者選定要領（平成26年6月1日施行）第4条において準用する同要領第2条及び第3条並びに別表（備考3を除く。）の規定の例による。この場合においては、同要領第2条第2項及び別表中「指名数」とあるのは、「参加見込数」と読み替えるものとする。
- 5 第1項から第4項までに定めるもののほか、契約の性質又は目的により、必要な要件を定めることができる。

（案件の公表）

第5条 オープンカウンタによる案件の公表は、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）及び契約監理課ホームページへの掲載並びに契約監理課での備え置きにより行うものとする。

- 2 前項の公表日は、あらかじめ高松市ホームページに掲示し、及び契約監理課に備え置く文書に記載するものとする。
- 3 公表する事項は、案件番号、案件名称、数量、仕様書、参加資格要件その他必要な事項とする。

（電子入札システム利用の原則）

第6条 オープンカウンタは、高松市電子入札（物品等）運用基準に従い、原則として電子入札システムを利用して行うものとする。

（オープンカウンタ参加者の心得）

第7条 オープンカウンタ参加者は、別記心得その他この要領の規定、高松市電子入札（物品等）運用基準、公開された仕様書（仕様書についての質問及びこれに対する回答を含む。）、案件詳細、請書に記載された契約条項等を熟読の上、見積書を提出しなければならない。

（結果の公表）

第8条 オープンカウンタによる見積合せの結果については、高松市一般競争入札及び指名競争入札の結果等の公表に関する要綱（昭和57年6月1日施行）第4条の規定の例により公表するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成25年9月1日から施行する。
（高松市電子入札（物品等）運用基準の一部改正）
- 2 高松市電子入札（物品等）運用基準の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則

この要領は、平成25年11月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年11月1日から施行する。
- 2 改正後の高松市オープンカウンタ（定期一般競争見積）実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

別記（第7条関係）

オープンカウンタ参加者の心得

（利用者登録）

第1条 見積合せ参加資格者が、初めて電子入札システムを利用する場合（電子入札システムに登録済みの事項に変更する場合を含む。）及び新たに電子証明書（電子入札システムの利用に必要なICカード等をいう。以下同じ。）を取得した場合には、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。

2 電子証明書は、高松市に対し入札参加資格審査申請を行い、企業ID及びパスワードの交付を受けている企業（支店、営業所等が入札参加資格者名簿に契約先として掲載されている場合は、その支店、営業所等）の代表者の名義のものに限るものとする。

（見積書提出後の辞退）

第2条 見積書の提出後においては、見積りの辞退はできない。ただし、高松市電子入札（物品等）運用基準（平成24年6月1日施行）に特別の定めがある場合は、この限りでない。

（公正な見積合せの確保）

第3条 見積合せ参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはならない。

2 見積合せ参加資格者は、見積りに当たっては、競争を制限する目的で他の見積合せ参加資格者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。

3 見積合せ参加資格者は、契約の相手方の決定前に、他の見積合せ参加資格者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

（見積合せの停止、中止及び取消し）

第4条 緊急やむを得ない理由により、見積合せを行うことができないと認めるときは、見積合せを停止し、中止し、又は取り消すことがある。

2 システム障害等により、見積合せを行うことができない場合においては、市長の指示に従わなければならない。

（見積書の引換え等の禁止）

第5条 提出した見積書は、引換え、書換え又は撤回をすることができない。

（参加資格要件を満たすことの誓約）

第6条 見積書を提出した者は、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約したものとみなす。

（見積りの無効）

第7条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たさない者のしたもの
- (2) 同一の見積りについて、2以上の見積書を提出したもの
- (3) 指定日時後に電子入札システムに到達したもの又は高松市電子入札（物品等）運用基準の定めるところにより行った紙による見積書（以下「紙見積書」という。）で指定時刻後に市に到達したもの
- (4) 紙見積書で、第1条第2項に規定する名義以外によるもの
- (5) 見積書の金額、氏名若しくは印影に相当する電磁的記録（紙見積書にあつては、氏名又は印影（押印のない見積書にあつては、責任者及び担当者の氏名並びに連絡先））又は重要な文字が誤脱し、又は不明なもの
- (6) 電子証明書を取得していない者がした見積り
- (7) 連合その他の不正な行為によってなされたと認められる見積り
- (8) システムの不正利用及び電子証明書等の不正使用により行った見積り
- (9) 見積書の金額を訂正したもの
- (10) 紙見積書に鉛筆等の容易に訂正可能な筆記用具で記載したもの
- (11) 見積書に添付すべき書類が欠けている見積り
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に指定した事項に違反したもの
（立会者の遵守事項）

第8条 見積合せの立会いを行う者（以下「立会者」という。）は、公正な見積合せの執行についての確認のみを行うものとし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為その他の公正な見積合せ執行を妨げる行為を行ってはならない。

2 立会者は、見積合せ執行責任者の指示に従って立会いを行うものとし、見積合せ執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならない。

3 見積合せ執行責任者は、立会者が前2項に規定する見積合せ執行を妨げる行為又は見積合せ執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行った場合は、直ちに当該立会者の立会いを禁止し、退出を命ずることができるものとする。

（契約の相手方の決定）

第9条 契約の相手方が決定した場合は、電子入札システムにより、その結果を見積合せ参加者に通知するものとする。

2 契約の相手方となるべき同価格の見積者が2人以上あるときは、別に定める方法による電子くじにより契約の相手方を決定する。

3 契約の相手方として決定された者は、発注者が指定する期限までに、契約監理課に当該見積書の見積金額の内訳等（品名・規格、数量・単位、単価、金額等）の分かる「内訳書」を提出しなければならない。

（請書の提出）

第10条 契約の相手方として決定された者は、指定された案件においては、当該契約

について市所定の請書に記名押印し、その都度指定する日までに、契約監理課に提出しなければならない。

(異議の申立て)

第 1 1 条 見積者は、見積書提出後は、この心得その他見積条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることができない。